

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、北海道交運事業協同組合発行の「交運グループ専用タクシークーポン券」(以下クーポン券という)につきましては、令和6年12月31日(火)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用のクーポン券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払い手段の種類

「交運グループ専用タクシークーポン券」

(1万円券)



(5千円券)



2. ご利用終了日

令和6年12月31日(火)

3. 払戻しの申出期間

令和7年1月8日(水)～令和7年3月31日(月)

受付時間は、午前10時から午後4時(土、日、祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

最寄りの事業所に未使用のクーポン券を持参してください。枚数及び金額を確認のうえ、その場で現金と交換いたします。(先着順全額払い)

※持参できない場合

- ・お申し出いただく方の住所、氏名、連絡先を北海道交運事業協同組合ホームページ内専用申込フォーム又は、電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻申請書を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のクーポン券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用クーポン券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます(返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担します)。

なお、郵送での申出の場合は、払戻期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用しません。

5. 事業所一覧

札幌交通(株)	〒061-1103 北広島市虹ヶ丘8丁目1番地6	電話 011-375-1691
札幌交通(株)百合が原営業所	〒002-8081 札幌市北区百合が原7丁目2番40号	電話 011-775-5500
札幌交通(株)南30条営業所	〒064-0930 札幌市中央区南30条西11丁目2番12号	電話 011-522-2000
札幌交通(株)小樽営業所	〒047-0004 小樽市新富町10番10号	電話 0134-29-4188
相互交通(株)	〒041-0812 函館市昭和2丁目39番22号	電話 0138-41-4331
釧路交通営業所	〒084-0912 釧路市星が浦大通5丁目5番49号	電話 0154-52-3535
旭川合同自動車(株)	〒070-0010 旭川市大雪通9丁目511番地1	電話 0166-24-2211
太陽自動車(株)・東京太陽(株)	〒124-0011 東京都葛飾区四つ木5丁目5番18号	電話 03-3693-1621
青森タクシー営業所	〒030-0135 青森市大字新町野字幾田2番地28	電話 017-738-9977
十和田営業所	〒034-0014 十和田市東二十一番町15番18号	電話 0176-24-2021
平和交通(株)	〒981-0943 仙台市青葉区国見5丁目4番22号	電話 022-234-7373

6. お問い合わせ先

北海道交運事業協同組合

〒061-1103 北海道北広島市虹ヶ丘8丁目1番地6

電話 011-892-6060 (HK65倶楽部事務局と併用の番号です)

<https://hk-grp.or.jp/>